

事務所だより11月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488

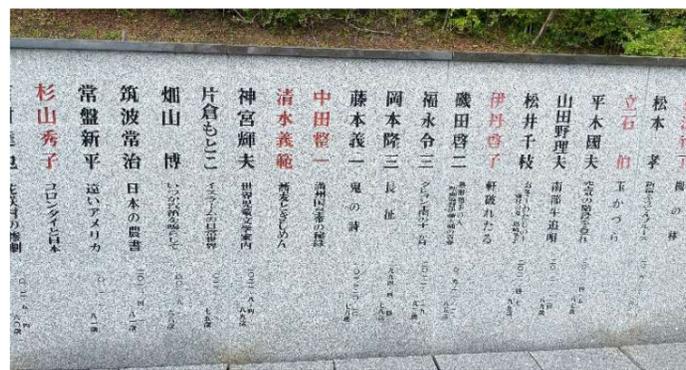


立冬の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先日、御殿場にある『富士霊園』に納骨に行ってきました（親族ではないです）。御殿場は初めてです。富士山の麓でしたが曇り空で残念ながら雲の中でした(;_;)。それにしても、場所は富士山の真下、植木の手入れもしっかりされていて、春夏秋冬、いろいろな花が見どころになります。さらに、広さは64万坪！行きたいお墓を探すのも大変です。霊園内のバスが運行されているくらいです。こんなお墓があるのですね。ビックリしました。霊園のすぐ近くには、富士スピードウェイがあります。少し南東へ行けば箱根、さらに南に行けば熱海、もっと南に行けば伊豆です。お墓参りのついでに観光ができますね（観光のついでにお墓参りはダメです(^_^;)）。

さて、この霊園に「文学碑公苑」という場所があります。ここには小説家や評論家などいわゆる文筆家の方が眠っています。皆様ご存じの方はいらっしゃいますか？ファンの方はお参りに行ってみてください。私は、知らない人ばかり、勉強不足でショックを受けました。小説を読んで頭を柔らかくしないとイケませんね。最近、頭を柔らかくしないとイケないなあ、と感じることばかりに遭遇しています(>_<)。

では、事務所だより11月号をお送りします。朝晩、冷えてきました。日中との気温差がとても激しくなっています。くれぐれもご自愛ください。



☆ お知らせ（2024年11月の税務）

期限	項目
11月11日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日	所得税の予定納税額の減額申請
12月2日	所得税の予定納税額の納付(第2期分)
	特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府県の条例で定める日)

☆ 再度のお願いです

10月以降、年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届きます。

最近「紙を減らす」や「効率化」の名目のもと、各種証明書がメールに添付されていたり、各企業のサイトにアクセスして証明書を取得するようになってきています。その際は、データが印刷したものを、弊職に渡していただけますでしょうか。大切な書類ですので、よろしくお願いいたします。

☆ 非上場株式の評価における「総則6項」の適用、納税者勝訴

非上場株式の相続税評価で「総則6項」を適用した国税当局の判断をめぐる争われた「相続税更正処分等取消請求事件」の裁判、いわゆる「仙台薬局事件」の裁判は、国が上告しなかったことで納税者の勝訴が確定しました。東京高等裁判所が国の控訴を棄却していたもの。上告提起の期限を経過した時点で、国が上告しなかったことが分かりました。

この事件の経緯と概要を振り返ります。第三者への自社（非上場会社）株式売却によるM&

Aを進めていた代表者（被相続人）が基本合意契約締結後に死亡。相続発生後に法定相続人らが交渉を引き継ぎ、基本合意に基づく譲渡予定価額とほぼ同額の1株当たり10万5,068円で実際に株式譲渡。相続人らは通達評価額（類似業種比準価額）を用いて1株当たり8,186円で計算して相続税を申告しました。

これに対して国税当局は相続財産の評価が「著しく不相当」と判断。課税庁が相続財産の価値を「合理的」に評価・課税する「総則6項」を適用し、鑑定評価額である1株当たり8万373円とすることが適当であるとして更正処分を行いました。相続人らはこの処分を不服として提訴しました。

被相続人が東北地方を地盤として薬局チェーンを展開する会社のオーナー経営者だったことと、国税当局の「伝家の宝刀」とされる「総則6項」の適用をめぐる裁判であることなどから、税理士・会計事務所業界では、いわゆる「仙台薬局事件」として認識され、その行方が注目されていました。裁判では、「取引相場のない株式を『総則6項』の適用によって評価することの適否」と「『特段の事情』の有無」が争点となりました。

東京地方裁判所は1月、総則6項の適用を認めず、更正処分と過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す判決を下しました。国は控訴しましたが、東京高裁が8月にこれを棄却。9月までに国が上告しなかったことが明らかとなり、納税者の勝訴が確定しました。

☆ 従業員が引っ越した場合の社会保険と税金の手続き

◆ 従業員の住所変更時の社会保険の手続き

社会保険に加入している会社で、従業員から転居等により住所変更をした旨の知らせがあった場合は、所定の届出が必要です。

「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を年金事務所に届けます。そして、住所変更を届け出る従業員に被扶養配偶者がいる場合、上記届出書と一緒に「国民年金第3号被保険者住所変更届」も提出します。これらの届出書は、持参・郵送・電子申請のいずれかで手続きします。

なお、社会保険とマイナンバーの紐づけができていない従業員については、住所変更の手続きをする必要はありません。

適正に住所変更をしておかないと、年金に関する重要な通知（「ねんきん定期便」など）が本人に届かなくなったり、必要な本人確認ができなくなったりしますので、遅滞ない届出が必要です。

◆ 給与計算（所得税計算）のための住所変更

住所の変更そのものが毎月の給与計算に影響を与えることはありませんが、住所の変更に伴い扶養家族が増えたり減ったりすることも少なくありません。扶養家族の人数が変われば毎月の源泉所得税の計算にも影響してきます。住所変更があった場合は、改めて「給与所得者の扶

養控除等の（異動）申告扶養控除等申告書」を提出してもらうか、変更箇所の書き直しを、遅滞なくしてもらってください。

◆ 住民税の届け出は必要か？

住所変更先がこれまでとは違う他の市区町村となる場合によくある質問が、「住民税の特別徴収の変更手続きは必要か？」という問い合わせです。

結論から言うと、住民税の特別徴収は当年1月1日に居住していた自治体（＝旧住所）に課税権があり続けますので、変更届は不要です。年の途中で他の市区町村に引っ越ししても、住民税の納付先（＝会社が給与から特別徴収して会社が納付する）は変わりません。

新しい住所先での住民税は、会社が各従業員の翌年1月1日に住所地がある自治体に「給与支払報告書」を1月末までに提出し、それをもとに新住所のある自治体で課税が始まります。年末調整確認用の「扶養控除等（異動）申告書」に正しい現住所の記載があれば、翌年から適正に住所地のある自治体から住民税が課税されることになります。

☆ 兵庫県知事、所得の申告は？

兵庫県の齋藤元彦知事と側近によるパワハラや公金不正使用などの疑惑が世間を騒がせています。知事は11月に「出直し選挙」として知事選に出馬するそうです。

様々な疑惑については、県議会の調査特別委員会（百条委員会）で追及が行われました。問題行為の中でもインパクトの大きさから特に注目されることが多いのは「おねだり」。面白おかしくとりあげられる中で、税金の適正な申告が行われているか否かの調査が必要になる可能性に触れられることはあまりありません。

複数の報道によると、齋藤氏は公務で訪れた事業所などで、贈答品の「おねだり」をしている姿を同行した職員に何度も見られています。その物品は実際には受け取れなかったものも含め、靴、革ジャン、ネクタイ、牡蠣、蟹、日本酒、レゴブロック、自転車など枚挙にいとまがありません。

齋藤氏は物品の受け取りについて「あくまでも県としての受領」と説明していますが、特産品等のPRなどは行わずにただただ個人消費をしていた疑いが報じられています。法人の社外関係者として個人が受けるこうした利益供与は、一時所得として所得税の課税対象になることに注意が必要です。

一時所得の範囲は損害保険の満期払戻金や競馬・競輪の払戻金など広く、これらの合計金額から、収入を得るために支出した金額と最高50万円の特別控除額を差し引いて課税対象額を算出します。齋藤氏は「おねだり」で受け取った物品だけで50万円を超える可能性は十分にあり、その場合には申告が必要になってきます。